

社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定

Agreement between the government of Japan and the government of Ireland on Social Security

アイルランドで就労する被用者／自営業者のための日本国公的年金各法の適用に関する証明書

Certificate of continuing coverage under legislation concerning the Japanese public pension systems for people working in Ireland

- ・ 協定第7条, 8条, 9条2, 又は10条 / Article 7, 8, 9.2, or 10 of the Agreement
- ・ 行政取決め第3条 / Article 3 of the Administrative Arrangement

1	<input type="checkbox"/> 被用者/Employee	<input type="checkbox"/> 自営業者/Self-employed person
氏/Last Name		
名/First Name		
生年月日/ Date of birth		
年/Y 月/M 日/D		
(ローマ字/ Roman letters)		
日本国における住所/Permanent Japan address		
基礎年金番号/Basic Pension Number		

2	日本国における事業所 /Place of work in Japan
事業所名/ Name of company	
所在地/ Address	

3	アイルランドにおける事業所 / Place of work in Ireland
事業所名/ Name of company	
所在地/ Address	

4	証明 /Certification
上記1にあげられた者は、次の協定条文に該当するため、以下の期間、日本の公的年金制度（協定2条2）について法の適用を受ける。 / The worker named in 1 is covered by the legislation concerning the Japanese public pension systems (Article 2.2 of the Agreement) ,in accordance with the following Article of the Agreement.	
該当条文 / Article	
期間 / The period	
年/Y 月/M 日/D ~ 年/Y 月/M 日/D	

5	連絡機関 /Liaison agency
名称/ Name	
所在地/ Address	
年月日/ Date	
年/Y 月/M 日/D	
印/Stamp	

(注 意 事 項)

1. この証明書は、あなたが日本の公的年金制度に継続して適用されていることを証明するものです。
この証明書は、証明期間中、アイルランドの公的年金制度の適用が免除される根拠となりますので、大切に保管してください。
2. 派遣先のアイルランドの事業所へ証明書の写しを提出してください。アイルランドの当局から証明書の提示を求められたときは、提示してください。
3. この証明書を紛失もしくは破損したとき、または記載内容に変更が生じたときは、直ちに、この証明書の交付申請をした年金事務所等に再交付の申請をしてください。
4. この証明書の証明期間が、不測の事情により延長となる場合は、証明期間が終了する前に、この証明書の交付申請をした年金事務所等にご相談ください。
5. この証明書により、アイルランドの法令のもとで年金制度と一体的に運用されている労働災害に起因する給付（労災保険制度）についても適用されなくなります。そのため、アイルランド及び日本のいずれの国においても強制的な労災保険制度が適用されない状態となります。
日本国内の使用者に使用されている海外に派遣される被用者は、日本の労災保険制度の特別加入制度、または民間の労働災害に対する保険に加入することにより、労働災害に対する備えとなります。
日本の労災保険制度の特別加入制度に関するお問い合わせは、厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課までお願いします。
電話 03-5253-1111（内線 5436）